

## 令和3年度庄内町オンラインスキルアップ講座受講支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による社会情勢の変化に対応した多様な働き方を促進するため、本町と協定を締結した民間事業者が実施するオンライン講座（以下「対象講座」という。）を受講し在宅ワークの技能向上を図る者に対し、予算の範囲内で令和3年度庄内町オンラインスキルアップ講座受講支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、庄内町補助金等の適正化に関する規則（平成17年庄内町規則第52号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 補助金の対象となる者は、本町の住民基本台帳に記録されている満18歳以上の者であって、町税等（国民健康保険税を含む。）を滞納していないものとする。

### (補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助金の交付対象となる経費（以下この条において「補助対象経費」という。）は、対象講座の受講料とする。ただし、当該年度において同一の講座における補助対象経費の計上は、1回に限るものとする。

2 補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額とし、2万円を限度とする。この場合において、当該補助金の額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

### (交付申請)

第4条 規則第4条に規定する交付申請書は、令和3年度庄内町オンラインスキルアップ講座受講支援事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、最初の対象講座を受講開始する14日前までに、町長に提出しなければならない。

### (交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、規則第6条第1項第1号の規定により補助対象事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、令和3年度庄内町オンラインスキルアップ講座受講支援事業変更（中止）承認申請書（様式第2号）に変更の場合はその内容が分かる書類を添えて、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、令和3年度庄内町オンラインスキルアップ講座受講支援事業補助金変更交付（中止）決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

### (交付の決定の通知)

第6条 規則第7条に規定する補助金の交付の決定の通知は、令和3年度庄内町オンラインスキルアップ講座受講支援事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第4号）により行うものとする。

### (実績報告)

第7条 規則第13条の規定による実績報告書は、令和3年度庄内町オンラインスキルア

ップ講座受講支援事業実績報告書（様式第5号）によるものとし、同条に規定する別に定める書類は次のとおりとし、対象講座の受講を完了した日から起算して14日を経過する日又は令和4年2月15日のいずれか早い日までに、町長に提出しなければならない。

- (1) 対象講座の受講料の領収書等の写し
- (2) 対象講座の受講修了証明書等、講座を修了したことがわかる書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類  
(補助金の額の確定)

第8条 規則第14条に規定する補助金の額の確定通知は、令和3年度庄内町オンラインスキルアップ講座受講支援事業補助金交付額確定通知書（様式第6号）により行うものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 町長は、第6条の規定により交付の決定の通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、規則第16条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。